

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月7日

和歌山県知事

殿

提出者



住 所 海草郡紀美野町長谷391-6
氏 名 株式会社 タニガキ建工
代表取締役 谷垣 和伸

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 073-489-6200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 タニガキ建工 ほか
事業場の所在地	海草郡紀美野町長谷391-6 ほか
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	和歌山県知事許可 特定建設業
② 事業の規模	令和3年度 完工高 ¥1,974,700,000
③ 従業員数	40人 (役員を除く)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	主として、公共工事でのコンクリート・アスファルト塊等の取壊し物発生→品目ごとに仕分け、自社運搬(委託含む)→中間破碎処理場(完全委託処理)・主として再生使用→最終処分(完全委託処理)

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【本社】

環境対策委員会・・・・適正処理データの収集
社員への適正処理について直接指導を行う

【営業所・現場】

建設副産物処理責任者・・・・適正処理推進と再利用の促進
現場・事業所 ・・・・余分な取壊し工事などを失くし、最小限の発生量に留める
事業所ごみなどは分別、リサイクルに努める

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類(con)	がれき類(AS)
	排 出 量	1155.98 t	31.80 t
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック
排 出 量	837.91 t	21.74 t	

(これまでに実施した取組)

産業廃棄物発生時に現場内での再分別化の促進
公共工事発注者への廃棄物抑制の提案

【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類(con)	がれき類(AS)
	排 出 量	300 t	150 t
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック
排 出 量	300 t	10 t	

(今後実施する予定の取組)

産業廃棄物発生時に現場内での再分別化の促進
公共工事発注者への廃棄物抑制の提案

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物発生時に現場内での再分別化の促進
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物発生時に現場内での再分別化の促進

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類(con) 木くず
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	1155.98 t 837.91 t
(これまでに実施した取組) 型枠材等、工事資材の再使用や転用を行っている		
③ 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	がれき類(con) 木くず
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	200 t 2 t
(今後実施する予定の取組) 現状通りの取り組み予定		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和 3 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	con	AS	木くず	廃プラ
	全処理委託量	1155.98 t	31.80 t	837.91 t	21.74 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	329.37 t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t

(これまでに実施した取組)

委託契約時、許可内容・施設の現地確認・維持管理状況・周辺状況
を踏まえ優良認定処理業者を優先的に選定し契約する
委託後には定期的な処理状況の実地確認など行う

		【目標】				
		産業廃棄物の種類	con	AS	木くず	廃プラ
②計画		全処理委託量	300 t	150 t	300 t	10 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	300 t	150 t	300 t	10 t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>委託契約時、許可内容・施設の現地確認・維持管理状況・周辺状況を踏まえ優良認定処理業者を優先的に選定し契約する 委託後には定期的な処理状況の実地確認など行う</p>						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。